

南相馬市監査委員公表第9号

地方自治法第199条第4項の規定により、平成28年度定期監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表する。

平成28年9月26日

南相馬市監査委員 林 秀 之

南相馬市監査委員 志 賀 稔 宗

記

- 1 監査の種類 定期監査（8月実施分）
- 2 監査の対象 建築住宅課、学校教育課、水道課、下水道課
- 3 監査の範囲 平成27年4月から平成28年3月に実施した事務事業
- 4 監査の方法 （1）帳票簿冊等の審査
（2）監査資料に基づく説明の聴取
- 5 監査の期間 平成28年8月26日
- 6 監査の結果 全般的に法令、予算等に基づき執行され、概ね適正なものであったが、次のとおり一部に指摘事項が認められた。
なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示した。

《指摘事項》

委託料について契約に則した支払がされていないもの

市が業務を委託している応急仮設住宅浄化槽清掃業務委託（鹿島区）については、委託契約に基づき、毎月実績に応じて受託者の請求により支払をするものとされているが、次のように契約に則した支払がされていないものが見られた。

① 4月、5月分の委託料について、6月分とともに7月に支払がされている。

② 12月、1月、2月分の委託料について、出納整理期間の5月に支払がされている。

これは、契約内容の変更に伴う事務手続に時間を要したことや、予算に不足が生じたため、支払時期が遅れたものである。契約事務、予算管理においては進行管理に留意され、検収後遅滞なく支払がされるよう適切に対応されたい。

（建築住宅課）